According to Rawles, nations do not actively seek out peace on moral grounds. People are morally motivated, but Nations and States are only concerned with accumulating wealth and bolstering their Nation and their influence. If they pursue peace, it is only for their own benefit as a problem of balance of power.

Rawles wants a world that consists solely of liberal and decent peoples. Such a world will be devoid of war and possess a stable world order with minimal domestic inequality as well. This is what he calls a realistic utopia.

2019/12/24

国際社会における公共哲学:ロールズの国際正義論

国際社会において公共的なものとは何だろうか。たとえば、国際公共財とされる貿易体制、安全保障、環境保全などは誰がどのように供給すべきなのか。これらの問題を考えるうえで参考になるのは現代の国際正義論とかグローバル・ジャスティス論と呼ばれる分野の研究である。

この分野でも J. ロールズの影響力が大きい。『正義論』(1971 年)は、正義の原理の適用 対象となる「社会の基礎構造」を「他の諸々の社会から孤立している、 閉鎖的なシステム (a closed system)」として位置づけていた。国際正義として提起されたのは、内政不干渉 ・正当防衛・条約遵守等にとどまる。つまり、ロールズの正義論はもともと国際関係をほ ぼ捨象して構成されていた。

しかしロールズは 1990 年代に入って国際正義を本格的に論じ始め、最終的に『万民の法』 (1999 年)を著した。ロールズの国際正義論は伝統的な万民法 jus gentium/ the law of peoples の諸原理を、彼の公正としての正義および政治的リベラリズムの構想と折衷したものである。国際政治理論の文脈ではリベラルな国際協調主義に属すると言ってよい。それは主権国家間の勢力均衡を重視するリアリズムとも、国境にとらわれない世界秩序を構想するコスモポリタニズムとも異なる。今回はロールズの国際正義論を概観し、それに対する批判のいくつかを紹介する。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』15 章、川崎/杉田『新版 現代政治理論』11 章。

1. 諸人民の法または万民法とは何か

- (1) 公正としての正義と似た「正義のリベラルな観念」の「拡張」としての万民法(『万民の法』、3頁)。
- (2) 人民の間の法:万民法の構成単位は「国家」(states)でも「個人」(individuals)でもなくて「人民」ないし「民衆」(people)である(『万民の法』、34-37 頁)。

「国家」を単位としない理由:①伝統的に解されてきた「主権」の権能(交戦権および制約のない国内的自律)は、リベラルな正義の観点からは正当化できない。②「人民」には道徳的動機づけ(moral motives)を求めることができるが、国家にはそれができない。

国境の果たす役割: 国境には領域内の秩序の維持を請け負う責任主体を特定するという役割がある(『万民の法』、10-11 頁、51-52 頁)。このためロールズは、人民が実際には国境によって区切られていることを受け入れる。 世界は一つの責任主体に管理させるためには広大すぎる。 運営の利便性のために国家の存在は受け入れる。

2. 諸社会の分類

ロールズの用語法は厳密ではなく、「人民」「社会」「国家」の意味領域は重なり合っている。それが端的に現れるのは、万民法に関わる人民ないし社会を五種類に分類するときである(『万民の法』、4-5 頁)。

A liberal peoples: リベラルな人民(民衆): ①相当程度に正義にかなった立憲デモクラ

公共哲学(政治) 2019



respect for diversity of background and values/opinions

シーの存在、②「共通の諸共感」による市民の一体性、③道徳的性格(勢力拡大だけを志向しない)。ただし単一の善の構想を持たない(リベラルな民衆の内部にはリーズナブルな多元性があるから)。政教分離・民主的政治参加を重んじる。

B decent peoples: 良識ある民衆ないし「まともな民衆」。①対外的に平和的外交政策、②国内的に最低限の人権保障、③「共通善的観念」に導かれた政治。(素教の(不平等な)自由、諮問的階層制のもとでの政治的不平等の容認。 Political inequality based on homogenization and standardization of values.

A&B = well-ordered peoples (societies) : 秩序だった諸国の民衆。理に適った・リーズナブルな民衆とも呼ばれる。

C outlaw states:無法国家。

D burdened societies: 重荷に苦しむ社会。 Developing countries burdened with civil war and other obstacles to orderly society and liberal values.

E benevolent absolutism: 仁愛的絶対主義 [の社会]。

以上の社会の類型のうち、ロールズはとくに A リベラルな諸民衆に焦点を合わせ、それらが相互に、また他の類型の社会とどのような関係を結ぶべきかを論じる。

Aに属する諸民衆の関係:デモクラティック・ピース。

A と B の関係:寛容と相互への敬意。 Europe, the first world and certain middle eastern societies.

A・BとCの関係:自衛戦争および人権保護のための介入(外交的・経済的・軍事的)。Humanitarian intervention

A・B と D の関係:援助の義務。must lift burdens and make way for peace

Eとの関係にはとくに言及なし。

3. 現実主義的ユートピア Contradictory term...?

理想理論(ideal theory): AとBからなる国際社会の秩序を構想する。

理想理論の限界=非理想理論が必要な理由: CとDは理想から離反している。

非遵守(non-compliance):無法国家は万民法を守らない。

良好ではない条件(unfavorable conditions): 重荷に苦しむ社会は万民法を守るための物質的・文化的条件が整っていない。

非理想理論 $(non-ideal\ theory): C、D、(および E)の諸社会を A と B からなる国際社会 に引き入れていく方策を考える。$

An extended application of political liberalism to global society and international relations

理想理論の狙い:リーズナブルな「万国民衆の社会」という「現実主義的ユートピア」の 提示。

民衆の多様性の事実: リベラルでない民衆の存在を前提とする、政治的リベラリズムの拡張としての万民の法。 リベラルでない民衆も含む、リーズナブルな民衆すべてにとって受容可能な原理を探究する(『万民の法』、12 頁、15-16 頁)。

presupposes the existence of nations and states instead of one collective world government

現実主義的ユートピアの三つの条件

①現実の条件の下で追求可能、②道徳的理念を含む、③政治的なものの範囲にとどまる (政治的価値のみによって説明可能) (『万民の法』、23-27 頁)。世界国家は非現実 的:複数国家の国境維持の必要性(『万民の法』、48 頁、51-52 頁)。政治的リベラリ ズムのユートピアが必要な理由:20世紀の戦争経験の反省(『万民の法』、27-30 頁)。

4. 「諸人民の法」の内容(国際社会における八つの正義原理)

ロールズは「リベラルで民主的な諸社会」の関係についての「なじみ深い諸原理」「周知 の伝統的な正義の諸原理」として次のものを挙げる。

- (1)各人民は自由かつ独立であり、その自由と独立は、他の人民からも尊重されなければならない。「自由と独立の尊重]
- (2)各人民は条約や協定を遵守しなければならない。[条約・協定の遵守]
- (3)各人民は平等であり、拘束力を有する取り決めの当事者となる。[対等な地位の承認]
- (4)各人民は不干渉の義務を遵守しなければならない。[不干渉の義務]
- (5)各人民は自衛権を有しているが、自衛以外の理由のために戦争を開始するいかなる権利も有しない。[jus ad bello 開戦における正義]
- (6)各人民は諸々の人権を尊重しなければならない。[人権の尊重]
- (7)各人民は戦争の遂行方法に関して、一定の制限事項を遵守しなければならない。[jus in bello 戦争における正義]
- (8)各人民は、正義にかなったないしは良識ある政治・社会体制を営むことができないほどの、不利な条件の下に暮らす他の人民に対して、援助の手を差し延べる義務を負う。[援助の義務](『万民の法』、49-50 頁)

これらの万民法の正義原理は「第二の原初状態」(各民衆の天然資源の有無や経済発展の度合いをわからなくする「無知のヴェール」を伴う)においてAを構成する諸民衆の代表者によって「解釈」され、ついでBを構成する諸民衆の代表も含む(第三の?)原初状態において「採用」される(「無知のヴェール」には言及がない)。具体的には、Aに属する諸民衆の間で、またAに属する諸民衆とBに属する諸民衆の間での「政治的諸規範」について、原初状態で熟慮が行われる。諸民衆の間の協働のための諸機関(たとえば、国際連合に相当するもの)の条項についても構想される。

国内の正義原理の場合と違って、万民の法の正義原理は他の原理と比較され選択されることはない。 功利主義の原理は最初から考慮にも値しないものとして退けられる(『万民の 法』、54-55 頁)。

An ethical proposal for balance and order.

Order and stability motivated by political, ethical reasons. 諸民衆がこれらの原理(の解釈)を遵守することによって国際社会は、"stability as a balance of forces"ではなく、"stability for the right reasons"を得ることができる(『万民の法』、59 頁以下)。ここでロールズは明示的に国際関係論における「デモクラティック・ピース」理論に同意している。

ようするに正義原理はAの社会のリベラルなパースペクティヴから根拠づけられ、しかる後に、他の社会 (B, C, D) に拡張されていく。リベラルな諸人民にとっての「対外政策」という構図が明らかである。

5. リベラルでないが良識ある民衆への寛容

リベラルでない民衆への寛容の意味(『万民の法』、7節):①「制裁」しない。②リベラルな方向への改革を無理強いしない。③「万国民衆の社会の良好な構成員」ないし「秩序だった社会」として尊重する。

リベラルでない社会への尊敬ないし尊重というパラドックス: 対内的に平等を尊重していない民衆を、なぜリベラルな民衆は平等に尊重するのか。

教会や大学との類比およびリベラルな社会間の多様性との類比:集団内の平等化の度合いに差があっても、一定の閾値(良識の基準)を超えていれば、集団間では平等に扱うことは不当ではない(『万民の法』、100-101 頁、120-122 頁)。What the current liberals have given up on/show no intent of doing. より現実的な理由: <u>リベラルでない社会からの敵意と恨みを避ける。 リベラルな方向への改革の可能性を残す</u>(『万民の法』、86-88 頁)。ただしリベラル化のための「報奨」(インセンティヴ)を与えてはならない(『万民の法』、122-123 頁)。Means pollutes the end (an ethically motivated order and stability)

6. jus ad bello と jus in bello : ロールズの正戦論

「市民の基本的諸自由と立憲民主制的な政治制度を守り、保持する目的」でのみ、「無法国家の拡張主義的政策により、自分たちの安全と安定が相当深刻な程度まで脅かされていると信じるのが理にかなうような場合だけ」、自衛戦争が正当化される。戦争の遂行は、民間人の殺戮の禁止等の原理によって制約される(『万民の法』、134-136 頁)。

7. The duty of assistance: 援助の義務

援助の義務の三つの指針(『万民の法』、156-163 頁): ①裕福な社会を作る手助けではない。貧しくても秩序だった社会は存在しうる。②秩序だった社会を作るには資源や資金以上に政治文化の変化が重要であるにもかかわらず、政治文化を他の社会が変えさせることはできない。当該社会の政治的・社会的文化の尊重。文化帝国主義的な「指導」を行わない。③明確な援助目標の設定。秩序だった社会(政府)が成立すれば援助は打ち切り。国際社会には「格差原理」は適用されない。援助の義務は「過渡期の原理」である。

8. コスモポリタニズムとの違い

コスモポリタニズムはグローバルな分配的正義を擁護する(Ch. ベイツ, T. ポッゲ)。ロールズによると「コスモポリタンの見方の究極の関心は、諸個人の福祉(the well-being of individuals)にあり、諸々の社会の正義(the justice of societies)ではない。コスモポリタンの見方によれば、各々の国内社会が正義にかなった諸制度をその内部で確立した後になってもなおさらなるグローバルな分配の必要をめぐる問題が存在することになる」(『万民の法』、175 頁)。

貧しくても劣等感を持ってはいけない。

グローバルな不平等の縮減が目指されない三つの理由(『万民の法』、165-169 頁): ①不平等それ自体が問題なのではない。 秩序だった政府がすべての民衆の手に入ること が重要<u>(ミニマム保障だけで十分?)</u>。②秩序だった政府をもつかぎり、自国社会の豊 かさの程度は民衆自身の責任。たとえ相対的に貧しくても劣等感をもつことは正当化さ れない(民衆の劣等感は相対的貧困を減らす理由にはならない?)。③各国民衆間の公 正な機会均等は、第二の原初状態における各国民衆の平等な代表によって満たされてい る(現実の各国民衆に機会均等を保証する必要はない?)。

容認しない限り紛争の理由になるからという以上の理由はなく(つまりrealiistic以外の理由はなく) 筋は通っていない。また、大学と教会のパラレルは適用しない。大学、教会は変えられるけど政治社会

9. 『万民の法』批判 はそうはできない。

(1)階層制社会の人権問題:リベラルでないが良識ある階層制社会については、異なる宗 教の信者間や、男女間の政治的不平等が容認される。おそらくロールズは<mark>人種間</mark>ではい かなる政治的不平等も認めないと推察される。それならば、なぜ宗教的集団間やジェン ダー間では不平等が容認されるのか。

教会や大学との類比の不整合:政治社会(閉鎖的で権力行使を伴う集団)と、それ以外 の結社を比較することは筋が通らないのではないか。

長してしまうような過 度な投資、援助は逆に るから援助は最低限。 義の立場を取らなかっ たのか。なぜ国内では 擁護したのか。国内で 係を作り出してしまう のではないでしょう か。

国家間の依存関係を助(2)諸民衆間の経済的不平等問題:諸民衆間の経済的不平等は容認される。とりわけ、な ぜ「文化」の違いによる不平等は放置されるのか。国際的な環境よりも政治文化のほう 国家の独立を危ぶませ が社会の発展にとって決定的な要素と見なされるのはなぜか。

→なぜ国内では十分主 国内との類推の不整合:おそらくロールズは、個々の市民に関しては「意欲」や「資質」 のせいで十分な所得を得られない人々を「最も不遇な人々」と見なし、格差原理を適用 格差原理による援助をする(つまり、分配的正義の対象にする)と思われる。それならば、なぜ民衆間では「文 も同じく依存-被依存機化」の違いが選択の問題と見なされて、分配的正義が適用されないのか。

> 本当に政治文化がそんなに社会発展のなかで大きな要素なのか。 それとも地理的制約のような偶然の方が作用するのか。そもそも文 化とは偶然的なものではないのか。

[汝献]

Charles Beitz, Political Theory and International Relations: With a New Afterword by the Author (Princeton University Press, 1999). 進藤榮一訳『国際秩序と正義』(岩波書店, 1989年)。

Charles Beitz, *The Idea of Human Rights* (Oxford University Press, 2009).

Thomas Pogge, World Poverty and Human Rights (Polity Press, 2002). 立岩真也監訳 『世界的貧困と人権——なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』(生活書院, 2010年)。

John Rawls, The Law of Peoples: with "The Idea of Public Reason Revisited" (Harvard University Press, 1999).中山竜一訳『万民の法』(岩波書店, 2006 年)。

[資料]

1. 諸人民法・万民の法

■諸人民の法・万民法とは何か

諸人民の法とは、国際法と国際慣習の諸原理や諸規範に適用される、正しさと正義 (rightness and justice)に関するある特定の政治的構想である(『万民の法』, 3 頁、以下、 『万民の法』からの引用は訳文を変更した場合がある)。

■諸人民の法である理由

私が人民(people)という言葉を使うもう一つの理由は、伝統的な仕方で理解される政治的 国家についての考え方と、私の考えとを区別するためである。…主権の諸権能はまた、自 国の人民を扱うにあたり、一定の自律性を国家に付与するものである。しかし、私の観点 からすれば、この自律性は間違ったものである。…交戦権の基盤は諸人民の法に依拠する ものであり、そして、この諸人民の法を何とか案出していく作業はまだこれからなのであ る。…理に適った諸人民の法に照らして、主権の諸権能を再定式化し、伝統的な交戦権と

制約のない国内的自律性の権利を国家に与えないようにしなければならない(『万民の法』, 34-36 頁)。

■諸人民の法を動機づける二つの考え

第一の考えは、人類史上の巨悪の数々——不正な戦争、抑圧、宗教的迫害、奴隷制、等々 ——は政治的不正義に端を発するものであり、そこにはさまざまな残酷や冷酷が伴うとい うものであった。第二の考えは、正義にかなった(ないしは少なくとも良識ある)社会政策 に従い、正義にかなった(ないしは少なくとも良識ある)基本的諸制度を確立することによ り、政治的不正義がひとたび除去されれば、そうした巨悪の数々もやがて消滅するだろう という考えである。諸人民の法を尊重するリベラルな諸人民および良識ある諸人民により、 こうした巨悪が取り除かれ、正義にかなった(ないしは少なくとも良識ある)基本的諸制度 が確立された世界のことを、私は「現実主義的ユートピア」と呼ぶ(『万民の法』, 185-186 頁)。

■国境の役割

歴史的な観点からすれば、ある社会の国境線がいかに恣意的なものに思われようと、政府の重要な役割は、一人民が自らの領土や人口規模、およびその国土の環境保全に責任を負うにあたり、その実効的な担い手たることである。何らかの明確な担い手が資産維持の責任を与えられ、万一それに失敗した際の様々な責任と損失を負うことがなければ、そうした資産は容易に損なわれてしまう。私見では、私有財産制度の役割は、こうした資産の毀損が生じないようにすることにほかならない。目下のケースで言えば、資産とは一人民の領土であり、その領土が人々を恒久的に養っていく潜在能力である。そして、その担い手は、政治的に組織されたその人民自身にほかならない。この「恒久的に」という条件は決定的に重要である。戦争における征服行為や、他人民の同意もなくその領土に移住することで、自国の人口調整や国土管理に失敗したとしても、その埋め合わせを要求することはできないということを、一人民はよく認識しなければならない。/人々が移民となる原因は様々である。私はそのうちいくつかについて言及し、リベラルな諸人民や良識ある諸人民からなる社会が実現されたなら、それらは消えてなくなるはずだということを示すつもりである(『万民の法』,10-11 頁)。

■第二の原初状態

今度は、リベラルな諸人民の合理的な代表者たる当事者たちが、適切な理由に導かれて諸人民の法の内容を特定する諸条件であると、われわれがみなすところのものがこの[第2の]原初状態によりモデル化される。代表者たる当事者たちも、彼らによって代表される人民も、互いに対称的な関係にあり、それゆえ公平な関係にある。さらに、各人民は、合理的存在としてモデル化されている。というのも、原初状態の当事者たちは、民主的社会の諸々の根本的利害関心に従いながら、諸人民の法の使用可能な諸原理を選択するからであり、そしてその際には、そうした利害関心が民主的社会にかんする正義のリベラルな諸原理によって明らかにされるからである。最後に、原初状態の当事者たちは、このケースに合わせて適切に調整された無知のヴェールに下に置かれている。たとえば、彼らは、自ら

がその根本的関心を代表している人民の領土の大きさも、人口も、比較優位も知らない。 …天然資源がどれくらいあるか、経済発展がどこまで進んでいるか、などその他の情報についても何一つ知らない(『万民の法』、43 頁。下線は引用者)。

2. 五つの社会とその関係

■良識ある・まともな人民(decent peoples)

リベラルでない社会についても、その基本的な諸制度が政治的な正しさや正義に関する一定の明確な諸条件を満たしており、すべての人民の社会の道理と正義にかなった法へと、その人民を導くものであるならば、リベラルな諸人民はこうした社会に寛容を示し、これを受け入れるべきである。より適切な名前が見当たらないので、私は、そうした諸条件を満たすような社会のことを良識ある人民(decent peoples)と呼ぶことにする(『万民の法』,84頁)。

良識ある社会は好戦的ではなく、戦争を行ったとしても自衛の場合だけに限られている。また、良識ある社会は、社会のすべての構成員に諸々の人権を付与するような、正義についての共通善的観念(a common good idea of justice)を有している。こうした社会には良識ある諮問階層制(a decent consultation hierarchy)が存在しており、これが諸々の人権やそれ以外の諸権利を保護し、諮問のシステムにおける選ばれた諸組織を通じて社会のすべての集団が代表されることを保証する。最後に、法システムの執行を司る裁判官や官僚たちに、「法は実際に、正義の共通善的観念に導かれている」という、誠実で道理に反することのない信念がなければならない(『万民の法』、128 頁)。

諸人民の法は、以上の理由から、良識ある諸人民を、さらに大きなすべての人民の社会の構成員として承認する。リベラルな立憲デモクラシーの理想に確信をいだきつつも、良識ある諸人民が彼ら自身の仕方で同様の理想を支持する道を見出すことを認めることにより、諸人民の法は、良識ある諸人民に敬意の念を示すのである(『万民の法』,179 頁)。

■不干渉原理への制約

第四の原理——すなわち不干渉の原理——は、無法国家や深刻な人権侵害の一般的事例にあっては、明らかに制限を受けなければならないだろう。というのも、この原理は、秩序だった諸人民の社会には適するものだが、戦争や深刻な人権侵害が日常茶飯事であるような無秩序な人民の社会ではまったく機能しないからである。/独立の権利、そして同様に民族自決の原理は、一定の限度内でのみ効力を有するものである。......いかなる人民であろうと、他の人民を従属的な立場に追いやるという犠牲を払ってまで、民族自決の権利や分離独立の権利を有するといったことはない。またそれと同時に、自国の国内制度が諸々の人権侵害を犯していたり、自国内に暮らすマイノリティの権利を制限しているような場合、その人民は、国際社会からの非難に対して異議を唱えることは許されない(『万民の法』,50-51 頁)。

■「無法国家」とそれへの対応

理に適った諸人民の法を遵守することを特定の政体が拒絶するような状況が問題となる。このような政体は、戦争により自国の合理的な(しかし理に適っていない)利益が増大する、あるいはその増大が見込まれるというだけでも、戦争をする十分な理由があると考える。このような政体こそが、私が無法国家(outlaw states)と呼ぶものである。…リベラルな諸国であれ、良識ある諸国であれ、秩序だった諸人民なら、お互いに対し戦争の火蓋を切るようなことはない。もし、秩序だった諸人民が戦争をするとすれば、次のような場合に限られる——つまり、こうした諸人民が、無法国家の拡張主義的政策により、自分たちの安全と安定が相当深刻な程度まで脅かされていると信じるのが理にかなうような場合だけなのである(『万民の法』,133頁。下線は引用者)。

秩序だった社会と呼ぶことはできないし、諸々の人権侵害を犯してはいるが、それほど好戦的ではなく、近隣諸国を侵略しようと画策することもないような国家が存在する。そうした国家は不利な条件に苦しんでいるわけではなく、単に、自国内の特定のマイノリティの人権を侵害するような国策を採用しているのである。したがって、こうした諸国は、相当程度に正義に適った、良識あるすべての人民の社会が権利として承認するものを侵害するゆえに、無法国家とみなされ、深刻なケースにあっては、何らかの介入の対象となる可能性がある(『万民の法』, 292 頁)。

■重荷を負う社会

重荷を負う社会(burdened societies)は、けっして拡張主義的でも好戦的でもないが、秩序だった社会をつくるために必要となる政治的・文化的伝統、人的資源とノウハウ、そして多くの場合、物質的・技術的資源を欠いている(『万民の法』, 155 頁)。

■仁愛的絶対主義

仁愛的絶対主義も諸々の人権を尊重し、遵守するが、政治的決定を行うにあたり意味ある 役割をその構成員たちに与えないがゆえに、これを秩序だった社会に含めることは不可能 である(『万民の法』, 136 頁)。

3. 人権

■人権の定義

諸々の人権には次のような権利がある。生存権(生活手段と安全への権利)、自由権(奴隷状態・隷属・強制労働からの自由の権利、信教の自由と思想の自由を保障するのに十分な程度の良心の自由の権利)、財産権(私有財産の権利)、自然的正義の諸ルールに表されるような形式的平等(つまり、同様の事柄は同様の仕方で取り扱わなければならないということ)。諸々の人権をこのように理解すれば、格別リベラルなものであるとか、西洋的伝統に特有のものであるといった理由をあげて、これらを拒否することは不可能となる。これら諸々の人権は、けっして政治的に偏狭なものなどではないのである(『万民の法』,94頁)。

人権は、憲法上の諸権利とは明確に区別されるものである。また、リベラルで民主的な市

民権とも区別されるし、あるいは、個人主義的なものであれ、結社主義的なものであれ、特定の政治制度に属するその他の諸権利とも区別される。人権は、国内の政治的・社会的 諸制度が良識あるものか否かに関する、十分とまではいかないが、必要不可欠な規準を設 定する。…人権という特別な権利の集まりは、次の三つの役割を有することになる。

- 1 諸々の人権の実現は、ある社会の政治制度やその法秩序が良識あるものであるための必要条件である。
- 2 諸々の人権の実現は、他国から、正当な理由のある強制的介入——たとえば、外交的制 裁や経済制裁による介入、また深刻な場合には、軍事力による介入——を受ける余地をなく すための十分条件となる。
- 3 諸々の人権は、各人民間の多元性に一定の制限を課す(『万民の法』, 115-116 頁。下線は引用者)。

4. jus ad bello/ jus in bello:戦争の法

■自衛戦争を正当化する理由

もし、秩序だった諸国の民衆が戦争をするとすれば、次のような場合に限られる――つまり、こうした諸国の民衆が、無法国家の拡張主義的政策により、自分たちの安全と安定が相当深刻な程度まで脅かされていると信じるのが道理に適うような場合だけなのである(『万民の法』,133 頁)。

リベラルな社会が自衛のための戦争を行う際には、<u>市民の基本的諸自由と立憲民主制的な政治制度を守り、保持する目的</u>で戦争を行う。実際のところ、リベラルな社会が市民に対し、経済的な富の獲得や天然資源の確保、ましてや覇権や帝国獲得を目的に戦争を強いることなど、まず正当には考えられない(もしある社会がこうした利害関心を追求するとすれば、もはや、その社会は諸人民の法を尊重しておらず、無法国家となったのである)(『万民の法』, 134 頁。下線は引用者)。

■戦争の遂行方法を制限する原理

- (i)正義の戦争の目的は、諸人民の…間に、正義に則った、永続的な平和をうちたてることである。
- (ii)秩序だった諸人民どうしは戦争を行わない。…
- (iii)戦争の遂行については、秩序だった諸人民は次の三つのグループを注意深く区別しなければならない。無法国家の指導者・官僚、兵士、そして民間人である。…
- (iv)秩序だった諸人民は…敵側の構成員——民間人と兵士——の人権を可能な限り尊重しなければならない。…
- (v)…秩序だった諸人民は、可能であれば戦争継続中にも、その行動と声明を通じ、自分たちの目ざす平和がどのような類いのものであり、どのような類いの関係を築こうとしているのかということを予め示しておくべきである。…
- (vi)最後に、目的 手段的な実践的推論=理由づけは、行動や政策の適切性の判断にあたってつねに限定的な役割しか演じてはならない。…(『万民の法』, 139-142 頁)。

5. 援助の義務と分配的正義

■援助の義務

(相対的に)秩序だった社会の長期的目標は、無法国家と同様に、重荷を負う社会も秩序だったすべての人民からなる社会へと迎え入れることでなければならない。秩序だった諸人民には、重荷を負う社会を援助する義務がある。しかし、だからといって、こうした援助の義務を実行に移す唯一の――ないし最善の――方法が、複数の社会間の経済的・社会的不平等を規制するための、分配的正義の何らかの原理にしたがうことであるというわけではない。というのも、分配的正義の原理のほとんどは、援助終了の目安となる明確な達成目標、目的、終止点を有していないからである(『万民の法』, 155 頁)。

■援助義務に関する三つの指針

考慮に入れるべき第一の指針は、秩序だった社会が必ずしも裕福な社会ではないということである。…その[援助義務の]目的とするところは、あくまでも正義にかなった(ないしは良識ある)制度を実現し、維持することにあるのであり、富の平均的水準、ないしは、社会それ自体の富とか、その社会内の特定の階級の富といったものを増大させることでもなければ、ましてや、それらを際限なく最大化させることでもない。

…第二の指針は、重荷を負う社会の政治文化のすべてが重要であるということを理解することである。そして同時に、次のことも理解しなければならない。重荷を負う社会がその政治的・社会的文化を変えていくにあたり、秩序だった社会がその手助けをしようとしても、そのレシピは存在しないし、ましてやお手軽なレシピなど絶対にありえないということである。ある国の人民に富がもたらされる要因、そしてその富がとる形態は、その国の政治文化、および、政治的・社会的諸制度の基礎構造を支える宗教的・哲学的・道徳的伝統、加えて、その国の構成員の勤勉さや協働的才能によって変わるものであり、また、これらすべてが、その人民がもつ数々の政治的徳性によって変わるものである。…私はさらに、次のようにも推察する。ごく周縁的なケースを除けば、理に適った合理的な仕方で組織され、統治されているにもかかわらず、あまりに稀少な資源しかもたないために、秩序だった社会となることができないといったケースは、世界中のどこを見ても存在しない、と。

…援助義務の実行のための第三の指針とは、次のことである。援助義務の目的は、重荷を負う社会が自分たちのかかえる問題を理に適った、合理的な仕方で処理することができるよう、そして最終的には、秩序あるすべての人民からなる社会の一員となることができるよう、その手助けをすることである。このことから、援助の「達成目標」が定められる。ひとたびこの目標が達成されれば、それ以上の援助はもはや必要ではない。そしてこれは、いまや秩序だった社会の仲間入りを果たしたその社会が、相対的に貧しいままであったとしてもそうなのである(『万民の法』, 156-162 頁。下線は引用者)。

■万民の法と世界市民的な見方との対比

世界市民的(cosmopolitan)な見方の究極の関心は、諸個人の福祉にあり、諸々の社会の正義ではない。世界市民的な見方によれば、各々の国内社会が正義に適った諸制度をその内部で確立した後になってもなお、さらなるグローバルな分配の必要をめぐる問題が存在す

ることになる。これを説明する最も簡単な事例は、二つの社会の各々がその内部で『正義論』に見いだされる正義二原理を満足させているような場合を想定してみることである。この二つの社会では、一方の社会における最も困窮している代表者が、他方の社会の最も困窮者よりもさらに困窮している。そして、何からのグローバルな再分配を通じて、これらの社会のどちらもが正義二原理を満足させ続けつつも、なおかつ、第一の社会の最も困窮した代表者の状況を大きく改善させることが可能である、と考えてみよう。われわれは、当初の分配よりも再分配の方を選ぶべきなのだろうか。/諸人民の法は、この二つの分配に関心を払うものではない。それに対し、もう一方の世界市民的な見方は、この二つの分配に無関心ではいない。/世界市民的な見方は、諸個人の福祉に関心を持ち、それゆえ、全世界で最も困窮している人の状況を改善することができるか否かということに関心を持つからである。だが、万民の法にとって重要なものは、秩序だったすべての人民からなる社会の一員として生きるリベラルな社会と良識ある社会の正義、ならびに正しい理由による安定性なのである(『万民の法』,175-176頁)。

以上